



10月実施 集団健（検）診のお知らせ

問合せ／住民課（979-8111）

9月までに、国保特定健診、高齢者健診、各種がん検診を受診していない人を対象に集団健（検）診を行います。土曜日にも実施しますので、受診して健康管理に努めましょう。

○健（検）診項目

- ・国保特定健診、高齢者健診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診

○対象者

国保特定健診、高齢者健診…40歳以上の函南町国民健康保険加入者または、後期高齢者医療保険加入者で9月までに特定健診を未受診で、10月以降に函南町人間ドック受診補助金の申請を行う予定のない人

肺がん検診…40歳以上の函南町民で平成28年度に町の肺がん検診を未受診の人

胃・大腸がん検診…20歳以上の函南町民で平成28年度に町の胃・大腸がん検診を未受診の人

○日時

10月28日（金）、10月29日（土）8時～10時※国保特定健診・高齢者健診は、肺・胃・大腸がん検診と同日受診可能

○場所

函南町保健福祉センター

○持ち物

受診券、保険証、問診票、自己負担金（国保特定健診：1,000円、高齢者健診：500円、胃・大腸がん検診：500円）※肺がん検診は無料、胃・大腸がん検診は70歳以上は無料です。

○申込み

国保特定健診、高齢者健診は80人の事前予約制です。10月14日（金）までに電話またはホームページからお申し込みください。がん検診は前日までに申し込みください。

○問合せ

国保特定健診、高齢者健診：住民課（979-8111）
がん検診：健康づくり課（978-7100）



伊豆縦貫道 函南塚本IC～三島塚原IC 「夜間通行止め」のお知らせ

問合せ先／下の問合せ先でご確認ください。

○規制場所

函南塚本IC～三島塚原ICの上下線

○規制期間

10月17日（月）21時～10月21日（金）6時（終日6時～21時は通行可）
※予備日11月7日（月）21時～11月11日（金）6時（終日6時～21時は通行可）



○問合せ

国土交通省沼津河川国道事務所道路管理課（934-2017）、沼津国道維持出張所（986-1122）

しあわせ応援団

「親子でハッピーハロウィンマルシェ in かなみ」

問合せ先／しあわせ応援団事務局（子育て支援課：979-8133）

日頃、自分の時間のとれない忙しいママや子育てに関わる人を対象に、食や美や健康に関するイベントを開催します。親子ともにハロウィンのものを何か1つ身につけてきてください。

○開催日

10月12日（水）10時～16時

○場所

子育て交流センター 多目的室など

○参加費

1,000円（体験など2回分）



かなみミルクウォーキング in 丹那盆地

問合せ先／酪農王国オラッチェ（974-4192）

ノルディックウォーキングを取り入れ、丹那盆地の自然や食を堪能できる教室です。2日間参加できる人を優先します。

○日時

1回目：11月6日（日）※雨天の場合11月13日（日）2回目：12月4日（日）※雨天の場合：12月11日（日）9時～14時

○集合場所

酪農王国オラッチェ 売店前

○対象

5歳～大人まで（歩ける人）

○募集人数

40人（定員になり次第締め切ります）

○参加費

1回につき1,800円（昼食付）

○申込み

10月21日（金）までにお申し込みください。



伊豆道の駅 スタンプラリー 2016

問合せ先／産業振興課（979-8173）



スタンプ数に応じた伊豆地域の特産品を210人にプレゼントします。伊豆地域内の7つの道の駅のうち、3つ達成から応募可能です。

道の駅などにある台紙にスタンプを押印のうえ、お申し込みください。

○期間

9月1日（木）～平成29年1月15日（日）



野外焼却（野焼き）はダメ！

問合せ先／環境衛生課（979-8112）

野外焼却は、法律や県の条例により、一部の例外を除いて禁止されています。

屋外でゴミを燃やすことは、有害なダイオキシン類が大気や土地を汚染し、煙やにおいなどで生活環境に悪影響を与えるだけでなく、隣近所の迷惑になることもあります。

ゴミを処分する場合は、ゴミ収集日にゴミ置き場へ出し、大きい粗大ゴミはゴミ焼却場へ直接持ち込みましょう。

○禁止されている焼却行為

- ・焼却設備の構造基準に適合していない小型焼却炉を利用した焼却
- ・ドラム缶やブロック囲いを利用した焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却行為 など

○一部の例外として認められている焼却行為

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○注意事項

例外として認められる焼却でも、周囲に迷惑や不安を与えることが多いので、事前に田方北消防署（978-0119）へ届け出し、環境衛生課にもご連絡ください。

※上記の例外として認められている焼却行為でも、苦情があった場合には、改善命令や各種行政指導、罰則などの対象になることがあります。